

米国 - EB-2 移民ビザパッケージ(高級専門人材の永住権) 申請手続きと費用

EB-2 は雇用ベースによる移民ビザの第二優先枠です。当該枠では、特殊な専門能力の保持者及び修士号以上の学位を有する専門職は、毎年アメリカのグローバル雇用ベース移民ビザの発給枠である 40,000 件、及び雇用ベースの第一優先枠の発行残数を割り当てることができます。

EB-2 を通じて米国の永住権を申請する場合、未来の米国雇用主は「相場賃金の算定書 (Prevailing Wage Determination: PWD)」を取得し、労働認定証申請 (Program Electronic Review Management: PERM) を申請する必要があります。ビザ申請者の申請は、役職が国益免除 (National Interest Waiver: NIW) に該当する場合を除き、スポンサーとなる適格な雇用主によって外国人従業員の移民ビザ申請 (Form I-140) を提出され、有効な役職を提供しなければなりません。国益免除の場合、保証される申請者は労働認定証申請が不要な場合があります。その後、申請者は面接をしに米国大使館・領事館へ行く必要があります。

EB-2 の審査時間は約 24~28 ヶ月です。

ビザ保有者の配偶者及び 21 歳未満の未婚子女を含む EB-2 の移民の家族は、同じ枠のビザ(永住権)を持って入国する権利があります。配偶者は、労働許可証 (Employment Authorization Document: EAD) を申請する資格を持っています。

1. 米国 EB-2 移民ビザ申請パッケージサービスと費用

当事務所は代理して米国の EB-2 移民ビザを申請するサービス費用は 16,200 米ドルです。申請者は米国に就労し、永住権者になることができます。当該パッケージサービスでは、同行する家族のビザ申請を同時に提出する場合、サービス費用は成人 1 人ごとに 2,500 米ドル、21 歳未満の未婚子女 1 人ごとに 1,500 米ドルです。費用は以下の 3 つの段階に分けられます。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F.
Menara Teguh Alila Bangsar
58 Jalan Ang Seng
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 17 672 0203

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

EB-2 の流れ	<p>サービス費用、行政費用、弁護士費用 + 申請費用及びその他の費用(サービス料金に含まれない)</p>
1) 労働認定証申請 (PERM)	<ul style="list-style-type: none"> 8,800 米ドル(先払い) 雑費 200 米ドル(先払い) <p>+ [求人広告の掲載料(推計)]</p> <p>備考: 例として monster.com に 1 回限りの求人広告を掲載する料金は月間 249 米ドルです(2021 年 12 月までに)。</p> <p>適用する場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本審査料: 1,500 米ドル(求人のみを使用される); 複雑審査料: 2,500 米ドル(求人とその他の目的に使用される) <p style="text-align: right;">第 1 段階の費用総額: 9,000 米ドル</p>
2) I-140 移民ビザ申請	<ul style="list-style-type: none"> 4,300 米ドル 雑費 200 米ドル <p>+ 申請費用: 700 米ドル(総額に含まれない)</p> <p>オプション: USCIS の至急対応費用 2,500 米ドル</p> <p style="text-align: right;">第 2 段階の費用総額: 4,500 米ドル</p>
3) ステータス変更 (AOS)I-485	<ul style="list-style-type: none"> 2,500 米ドル(成人) 1,500 米ドル(小児) 雑費 200 米ドル <p>米国国内に提出する場合 + 申請費用: 1 人ごとに 1,225 米ドル(配偶者、子女など)</p> <p>米国国外に提出する場合 + 申請費用: 1 人ごとに 345 米ドル+220 米ドル永住権費用(配偶者、子女など)</p> <p style="text-align: right;">第 3 段階の費用総額(主要申請者が成人 1 人の場合): 2,700 米ドル</p> <p style="text-align: right;">パッケージ費用総額: 16,200 米ドル</p>

具体的には以下のサービスが含まれます。

- (1) 米国 EB-2 移民ビザ申請についての助言
- (2) EB-2 の申請書類の作成・収集の支援
- (3) 申請者と米国雇用主の提供した書類の審査
- (4) 申請委任状と移民局フォームの作成
- (5) PWD 取得の支援
- (6) 労働認定証申請 (PERM)
- (7) 求人手続きの支援と関連書類の準備
- (8) 場合による監査(費用を別途請求)
- (9) EB-2 の法的代表者の委任
- (10) 米国の移民局 (USCIS) と関連部門への申請書類の提出
- (11) USCIS・関連部門とのビザ申請に関する相談
- (12) USCIS の追加書類依頼 (RFE) の対応(有する場合)(実際の状況により法律費用を別途発生する)

- (13) 申請者への進捗状況の定期報告
- (14) 米国大使館・領事館との面談前の準備支援(法律費用を別途発生する可能性がある)
- (15) 申請承認後の領事館におけるビザ申請

備考:

- (1) 上記の費用には政府への費用が含まれません。政府は事前通知なしに費用を調整する可能性があります。
- (2) 至急対応が必要な場合、クライアント様は 2,500 米ドルの至急対応料金を別途支払うことができます。USCIS は 15 日以内に申請を処理します。
- (3) 米国の移民局は追加書類依頼(RFE)を要する場合、当事務所は対応するために行政サービス料及び弁護士料金を請求します。弁護士は RFE の複雑さに応じて 1,000 ドルから追加料金を請求します。
- (4) 上記の費用には書類の郵便料及び公証料(ある場合)が含まれません。
- (5) 上記の費用には書類の翻訳料が含まれません。クライアント様は当事務所の翻訳サービスが必要な場合、当事務所にお問い合わせください。
- (6) 上記の費用には健康診断及びワクチン接種の費用が含まれません。

2. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。サービスの性質上、クライアント様は最初に第 1 段階の費用総額を支払う必要があります。労働認定証申請が承認された後、クライアント様は第 2 及び第 3 段階の費用を支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。クライアント様は当事務所又は当事務所のグループ会社が発行した中国大陸増値税発票又は台湾営業税発票が必要な場合、当事務所は現地の税率により増値税額又は営業税額を別途請求します。

3. 申請資格

米国雇用主

- (1) 相場賃金の算定書(PWD)を取得したこと。
- (2) 労働認定証申請(PERM)を行ったこと。
- (3) 外国人従業員の給与を支給する能力を有し、且つその外国人従業員が役職の要件に該当することが証明できること。

ビザ申請者

- (1) 当該ビザは 3 つのサブカテゴリに分けられます。ビザ申請者は 3 つのサブカテゴリのいずれかに該当しなければなりません。

サブカテゴリ	説明
高学歴者	<ul style="list-style-type: none"> • しようとする役職は高学歴者又は外国同等資格者に務められる必要があること。又は

	<ul style="list-style-type: none"> • 学士号又は外国同等資格を持ち、専門分野で 5 年以上の累計勤務経験を有すること。及び • 申請者は優先日までに労働認定証に記載されている要件に該当すること。
特殊専門職	<ul style="list-style-type: none"> • 科学・芸術・ビジネスの分野で非凡な能力を有すること。 • 労働認定証に記載されている要件に該当すること。 • 次の各号のうち少なくとも 3 つに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学院、大学、大学院、その他の学術機関から、専門分野に関して発行される学位、卒業証明書、表彰状、受賞など (2) 専門分野で 5 年以上の専任勤務経験を有すること。 (3) 専門又は職業に務めるためのライセンス・免許を持つこと。 (4) 非凡な能力に応じた給与、その他の報酬を受けたこと。 (5) 専門分野の協会のメンバーであること。 (6) 同等の専門家、政府機関、プロフェッショナル団体、ビジネス関連団体に多大な貢献をしていること。 (7) その他、受け入れられる資格を有すること。
国益免除 (NIW)	<ul style="list-style-type: none"> • 国益免除に該当する仕事は法律で定められていませんが、通常、就職後に大きな利益を米国にもたらし、特殊な能力を持つ者に授与されます。 • 国益免除に該当する申請者は雇用主の保証なしに自ら申請を提出し、移民局に PERM 及び Form I-140 (即ち外国人従業員申請) を提出することができます。

- (2) 役職が国益免除に該当する場合を除き、申請者は、労働省が承認した労働認定証、及び米国雇用主が発行した委任書を取得しなければなりません。

米国移民局は事前通知なしに上記のビザ申請資格を随時変更します。詳細については啓源の専門コンサルタントまでお問い合わせください。

4. 申請流れ

米国 EB-2 移民ビザは 3 つの申請ステップがあります。

ステップ 1: PERM 労働認定証

初めは国民相場賃金センター (National Prevailing Wage Centre: NPWC) によって発行される相場賃金の算定書 (PWD)¹ を取得することです。当該手続きは PERM² を提出する前に行う必要があります。所要時間は約 5 ヶ月です。EB-3 で移民しようとする場合、米国雇用主又は代理人は米国の労働省 (Department of Labour: DOL) から労働認定証を取得する必要があります。雇用主は PERM に関する全ての費用を負担する必要があります。

PERM の審査時間は約 5~7 ヶ月です。ステップ 1 PERM に必要な合計時間は約 1 年間です。

¹ 雇用主は、雇用する外国人従業員が米国の労働者にとって代わるものではないことを証明し、米国の労働者を確認するためにその役職を地元で公開求人をする必要があります。関連手続きは、求人役職、業界の現状、その時点の賃金や条件に基づいて実行する必要があります。

² 労働認定証は「PERM」とも呼ばれるシステムによって発行され、雇用主による雇用による永住権取得の前提条件ですが、その自体が合法的な身分又は労働許可を付与するものではありません。労働認定証を持つことは、その外国人従業員が適格な米国従業員にとって代わらず、米国の賃金や労働条件に悪い影響をもたらさないことの証拠です。

ステップ 2: 移民申請 (Form I-140) の提出

PERM が承認された後、米国雇用主は移民 (永住権) 申請を提出する必要があります。政府の標準処理時間は約 8~10 ヶ月です。処理時間を 15 日までに短縮するために、USCIS に 2,500 米ドルの至急対応料 (政府費用) を別途支払うことができます。

ステップ 3: 米国領事館での手続き

移民申請が USCIS によって承認された後、ケース番号を割り当てるために国民ビザセンター (National Visa Centre: NVC) に送付されます。申請者が選択された優先日とビザの発表日と一致する際に、領事館による対応が選択する場合、NVC はビザ申請者に連絡し、移民ビザ面接をします。当該手続きは移民申請承認後の 3~5 ヶ月以内に行います (政策の変更に留意が必要)。

面接が成功する場合、ビザ申請者は Form I-551 グリーンカードを受けます。Form I-551 の有効期間は 10 年であり、更新できます。

米国 EB-2 移民ビザの申請流れを全部完了するには約 24~28 ヶ月かかります (USCIS は変更する場合があります)。具体的には下表の通りです。

順番	手続き	担当者	所要時間 (推計)
1	啓源の移民コンサルタント は事前に評価をし、必要に応じて指定された米国弁護士と相談する。	クライアント様/啓源/ 米国弁護士	クライアント様 による
2	委託を確認し、委託契約を締結し、サービス費用を支払う。	クライアント様	クライアント様 による
3	ビザ調査票を記入し、書類リストに従って書類を準備する。	クライアント様	クライアント様 による
4	ステップ 1: PWD の取得	米国雇用主と米国弁護士	5~6 ヶ月
5	米国で求人活動を行う。	米国雇用主	米国雇用主による
6	PERM (労働認定証) を提出する	米国雇用主と米国弁護士	5~7 ヶ月 ⁽¹⁾
7	啓源が上述の書類を受けた後、移民申請に関する書類を準備する。	啓源	14 日
8	ビザ申請者は移民フォームと関連レターに署名し、原本を啓源に送付する。	クライアント様	クライアント様 による
9	啓源は USCIS に移民申請の書類を提出する。	啓源	3~5 日
10	ステップ 2: 移民申請 (Form I-140) の提出	米国雇用主と USCIS	標準処理時間 8~10 ヶ月 至急対応時間 15 営業日
11	移民局の返事を受け、承認された場合、申請が NVC に送付される。当事務所はビザ申請の準備と面接予約を行う。移民局は追加書類依頼 (RFE) を要する場合、弁護士がそれに対応するためにクライアント様が書類を提供する。	クライアント様/啓源/ 米国弁護士	15~30 日

12	面接のために準備する。	クライアント様/啓源/ 米国弁護士	1 日
13	ステップ 3: 米国領事館での手続き	ビザ申請者/ NVC /米 国領事館/USCIS	3~5 ヶ月
14	ビザ申請者は Form I-551 グリーンカードを受け、 米国に入国する。	クライアント様	クライアント様 による
合計			25~19 ヶ月⁽²⁾

備考:

- (1) 上述の時間には PERM の審査時間が含まれません。審査対象は、米国移民局によってランダムに選択されます。申請が移民局によって審査される場合、処理時間は何ヶ月延長されます。申請には特別な要求又は外国語の要件がない場合、審査される可能性が低いです。
- (2) 上述の時間はクライアント様の協力度が高い場合に基づいて算出されたものです。推計時間には、関連政府期間の審査によって発生した遅延が含まれません。

5. 申請書類

米国雇用主の必要書類

- (1) 直近の連邦税務申告書(全ての添付表を含む)
- (2) 会社の定款
- (3) 米国内国歳入庁(IRS)の雇用主証明番号(FEIN)を確認するレター(147C Letter)
- (4) (ビザ申請者が米国雇用主によって雇用される場合)W-2 写し
- (5) ビザ申請者のアメリカ式の履歴書(A4 サイズ 1 ページ、就職の詳細な日付を記入)

ビザ申請者の必要書類

- (1) 米国への入国予定日から 6 ヶ月以内に有効なパスポート
- (2) 2×2 写真 2 枚
- (3) 申請者の民事書類(例えば、出生証明書、結婚証明書)(備考 1)
- (4) 財政能力証明書
- (5) 労働認定証(適用する場合)
- (6) アメリカ式の履歴書(A4 サイズ 1 ページ、就職の詳細な日付を記入)
- (7) 学歴を証明する書類の写し(例えば、卒業証明書、主な研究分野、授与された学位と名誉、資格評価機関の評価など)
- (8) 研修又は勤務経験を証明する書類(例えば、研修機関又は雇用主の詳細の誓約書)
- (9) 記入済み健康診断書
- (10) 全ての結婚歴に関する書類(例えば、裁判離婚の判決書、死亡証明書、離婚届など)(適用する場合)
- (11) 裁判所の裁定書、刑事施設の記録(適用する場合)
- (12) (米国によって国外退去された場合)国外退去に関する書類(適用する場合)
- (13) 軍事記録(適用する場合)([詳細はこちら](#))
- (14) 米国の公的負担(社会の補助金の受領)にならないことを証明する財政能力証明書
- (15) 現地の警察庁が発行した無犯罪証明書
- (16) 高学歴者の場合、
 - (i) 米国高学歴又は外国同等資格の公式の学術記録

- (ii) 米国の学士号又は外国同等資格と現任又は前任雇用主のレター(学士号取得後、専門分野で5年以上の累計勤務経験を有することを証明する)
 - (iii) 慣行により博士号が必要な場合、米国の博士号又は外国同等資格
- (17) 特殊専門職
- (i) 学院、大学、大学院、その他の学術機関から、専門分野に関して発行される学位、卒業証明書、表彰状、受賞などの公式の学術記録
 - (ii) 専門分野にて10年以上の専任勤務経験を有することを証明する現任又は前任の雇用主のレター
 - (iii) 専門又は職業に務めるためのライセンス・免許
 - (iv) 非凡な能力に応じた給与、その他の報酬を受けたことの記録
 - (v) 専門分野の協会のメンバーであることの証明書類
 - (vi) 同等の専門家、政府機関、プロフェッショナル団体、ビジネス関連団体に多大な貢献をしていることの証明書類
 - (vii) その他、受け入れられる資格に関する書類
- (18) 国益免除(NIW)の場合
- (i) 高学歴又は専門の能力を有する証拠
 - (ii) しようとする仕事の実質的な価値があり、且つ米国に対して重大な意味がある
 - (iii) しようとする仕事にふさわしい能力を証明する書類
 - (iv) 米国は申請者の雇用要件と労働認定証が免除する証明書類

同行する家族の必要書類

- (1) パスポートの写真付きページ
- (2) ビザ申請者との関係を示す書類(認証済出生証明書や結婚証明書など)
- (3) 無犯罪証明書(16歳以上の申請者に適用)
- (4) 扶養に関する書類(適用する場合)

備考:

- (1) 全ての書類は英語で表記され、又は認可された翻訳機関によって英語に翻訳される必要があります。
- (2) 面接の際に、民事書類の原本、写し及び全ての必要書類の英語訳本を提出する必要があります。
- (3) 必要に応じて、USCIS はビザ申請者又は雇用主に対して追加書類の提出を要する権利を留保します。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com